



建築物の設計の契約を結ぶ前等に

建築士事務所の登録状況の確認を!!

建築士が建築士事務所の登録を受けずに他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業として行っていた事案が発生しました!

建築士は、

建築士事務所の登録を受けずに、 他人の求めに応じ報酬を得て、 設計等の業務をしてはいけません!

建築士事務所 の開設者は、

> 建築士事務所の開設者以外の者に 設計又は工事監理の業務を 再委託してはいけません!

(注) 3階以上で、かつ、床面積が1,000㎡以上の共同住宅の新築工事に係る 設計又は工事監理の業務については、一括して他の建築士事務所の 開設者へ再委託することはできません!

建築士事務所の登録状況は、

建築士事務所の登録簿を閲覧することで確認できます

- 神奈川県知事登録の建築士事務所登録簿の閲覧
 - 一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会

〒231-0032 横浜市中区不老町3-12 第3不二ビル2F

電話:045-228-0755 ホームページ:http://www.j-kana.or.jp/

閲覧方法:窓口又はインターネット閲覧(https://icba.kenchikugyousei-db.jp/knit01/)

※ 他都道府県知事登録の建築士事務所の登録簿の閲覧は、 各都道府県の建築士法担当窓口にご確認ください。

建築士事務所の登録状況に関する神奈川県からのお知らせ

ホームページ: http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f500268/

問い合わせ先:

神奈川県県土整備局建築住宅部建築安全課指導監督グループ 電話 045-210-6262